

# 監事監査報告書

令和 8 年 6 月 9 日

学校法人 塚本学院  
理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 塚本学院

監事 佐藤 重勝 ㊞

監事 林 佐智代 ㊞

私たちは、学校法人塚本学院の監事として、私立学校法第 52 条および学校法人塚本学院寄附行為第 31 条に基づき、同法人の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）における業務、財産の状況、収支の状況（計算書類等）及び理事の業務執行の状況について監査を行いました。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査にあたり、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。理事会、評議員会及び教学の重要な会議等に参加し、理事及び評議員の業務遂行状況を監視し、検証いたしました。理事及び職員等から業務及び職務の執行状況についての報告を適時に受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、内部監査員と連携して業務執行状況について確認し、会計監査人と連携して計算書類について検討するなど、必要と思われる監査を実施しました。

特に事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令に定める体制（内部統制システム）の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制については、理事及び職員等から定期的にその構築及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書のそれ以外の記載事項についても、詳細に検討を加えるなど、検証をいたしました。

会計監査人の会計監査の相当性を確認するうえで、独立の立場が維持され、かつ、適正な監査を実施しているかについて、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、必要な情報の提供等、会計監査人の監査が適正な環境で行われたことの確認を行いました。

当該事業年度に係る計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、注記）及びその附属明細書並びに財産目録については、自ら分析を行うとともに、会計監査人からの会計監査報告の相当性を検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人塚本学院の状況を正しく示していると認めます。

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事は認められません。

内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

重要な書類及び情報について、整備・保存・管理及び開示の体制に不備がないことを認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細並びに財産目録の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当と認めます。

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認めます。

以上